

税務課からのお知らせ

6月1日より

令和6年度(令和5年度中)町県民税申告受付を再開します
令和6年度(令和5年度中)所得証明書を発行します

※収入がなかった場合でも、「収入がなかった」旨を申告しないと所得証明書などの発行ができないことがあります。また、申告をしてから証明書を発行するまで1週間程度お時間を頂いております。ご了承ください。

町県民税が課税される方

- ◆令和6年1月1日現在、西原町に住所を有する方
- ◆令和6年1月1日現在、西原町に事務所・事業所などを有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

町県民税が課税されない方(非課税)

- ◆生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ◆障がい者、未成年者、寡婦または、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ◆前年中の合計所得金額が下記を下回る方
28万円×(扶養人数+1)+10万円+16.8万円
※被扶養者がいない場合は38万円以下の方

令和6年度個人住民税における定額減税について

対象となる方：前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者
算出方法：本人及び控除対象配偶者・扶養親族1人につき、令和6年度分の個人住民税から1万円が減税されます。

実施方法

給与特別徴収：定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分けて徴収します。

普通徴収：定額減税前の税額をもとに算出された第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分以降から順次控除していきます。

年金特別徴収：定額減税前の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降から順次控除していきます。

課税内容について、疑問や不明な点がある場合はお気軽に下記までご相談ください。

【お問い合わせ】税務課 町県民税係 ☎098-945-4729

定額減税を十分に受けられない方への給付金(調整給付金)のご案内

【定額減税を十分に受けられない方への給付金(調整給付金)】

定額減税を十分に受けられない方に対し、その差額を調整のうえ、給付金を支給します。

【対象者】 定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方

- ・所得税定額減税可能額 30,000円×(本人+扶養親族数)
- ・個人住民税定額減税可能額 10,000円×(本人+扶養親族数)

【給付額】 次の①と②の合計額(合計額を1万円単位に切り上げます。)

- ①.(所得税定額減税可能額)－(令和6年分推計所得税額)
- ②.(個人住民税定額減税可能額)－(令和6年度個人住民税所得割額)

【申請方法】

令和6年7月下旬以降に支給対象者に書類を郵送します。

※詳細は決まり次第ホームページでお知らせします。

【申請期限】 令和6年10月31日(木)

※詐欺被害にご注意ください! >>

不審な電話や郵便物等については、消費生活センターや警察署などにご連絡ください。

【西原町価格高騰対応重点支援給付金プロジェクトチーム ☎098-970-8433】

※令和6年7月下旬以降に開設予定です。

令和5年度 西原町国保財政について

累積赤字
3億9千万円

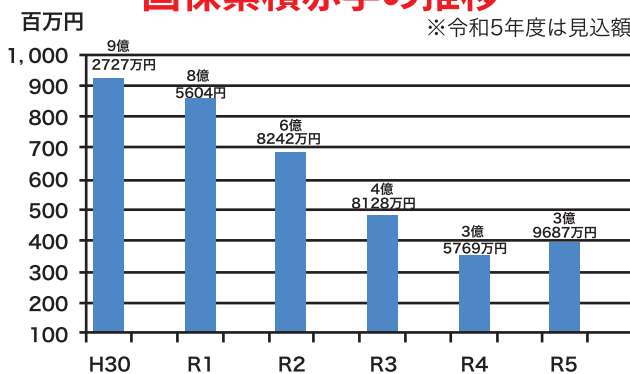
◆厳しい状況の国保累積赤字！

西原町の国保会計は、長年累積赤字を抱えており、平成25年度には13億円を超えました。これに対し「累積赤字解消計画」を定め、計画的に一般会計からの繰入れを行ってきましたが、単年度の収支においても赤字が続いており、令和5年度決算においては、累積赤字が約3億9千万円になる見込みとなっております。国・県からも累積赤字の解消が求められており、厳しい財政状況が続いているところです。

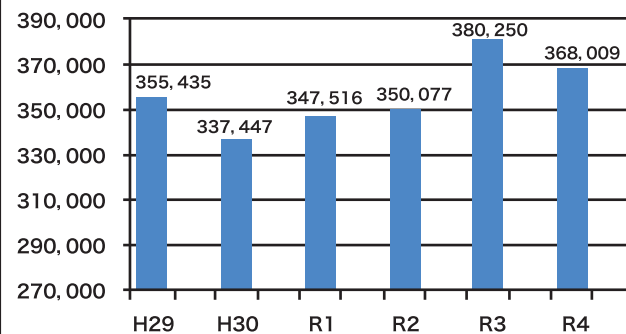
◆一人当たり医療費も増加傾向！

本町の国保加入者一人当たり医療費は、令和4年度においては368,009円となり、令和3年度と比較すると減少していますが、過去5年間と比べると依然として増加傾向にあります。

国保累積赤字の推移



一人当たりの医療費の動向



◆なぜ国保は赤字なの？

西原町では特定健診の受診勧奨、効果的な保健指導、ジェネリック医薬品の推奨等、医療費抑制の取り組みを行い、適正な保険税率への見直しを行ってきましたが、近年の急速な高齢化等による1人当たり医療費の増加、国保税の減収等により単年度の収支においても赤字が続いています。

◆収入と支出のギャップ解消に向けた町の主な取り組み！

- ①診療報酬明細書(レセプト)の内容点検強化
- ②適正な保険税率への改定及び保険税の収納率向上のための口座振替の推進
- ③医療費データ分析に基づく保健事業の実施

- 特定健康診査・・・受診率を高める取り組み、とりわけ若年層の受診勧奨を図る
- 特定保健指導・・・高血圧・糖尿病・脂質異常症・メタボリックの解消に向けた取り組みに力をいれる
- 虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の患者数の減少を目指す
- 健康ポイント事業を実施し、ポイントを達成した方へ商品券を進呈する

赤字解消のために…

国保加入者(町民)のみなさまへ実践していただきたいこと！

- ◇年に一度は特定健診、がん検診及び特定保健指導を受けましょう！(生活習慣病の予防)
- ◇ジェネリック医薬品を利用しましょう！(財布に優しいジェネリック医薬品を)
- ◇重複受診をやめましょう！(医師と相談し適正な受診を)
- ◇適度な運動を継続的に行いましょう！(自分のために健康維持、医療費削減)

【お問い合わせ】健康保険課 国民健康保険係 ☎098-911-9163